

## ポイントプログラム 利用規約

(伊予鉄フィナンシャルサービス株式会社)

### 第1条 (本利用規約)

1. ポイントプログラムとは、伊予鉄フィナンシャルサービス株式会社(以下「当社」という。)が運営するポイントプログラムを利用したサービスをいいます。本利用規約は、ポイントプログラムに関する基本的事項を定めるものです。
2. ポイントプログラムは、当社が定める各会員規約に規約する付帯サービスとして提供されます。本利用規約に定めのない事項については、各会員規約が適用されます。
3. ポイントプログラムは、各会員規約を承認のうえ、当社よりクレジットカードの貸与を受けた個人カードの本会員および家族会員を対象とします。但し、当社所定のカードについてはポイントプログラムの対象外とします。対象外となるカードについては、当社へお電話でご確認ください。(電話番号は、カードの裏面をご参照ください。)
4. 家族会員は、各会員規約に基づく代理権、または会員自身の権利により、ポイントプログラムを利用することができます。詳細は第9条第1項の表をご確認ください。
5. 会員規約(個人用)に規定される本会員および家族会員を総称して本会員等といえます。
6. 本利用規約の用語の定義は、本利用規約で特に定義しない限り、各会員規約における定義によります。
7. 当社は、必要に応じて本利用規約の内容を変更できるものとします。変更後の本利用規約は、当社のホームページ等による公表、または本会員等に書面等による通知がなされるものとし、公表または通知後に、会員がポイント付与の対象となるショッピング利用を行った時点、または会員がポイント交換、その他当社が提供するポイントプログラムのサービスに申し込んだ時点で、当該会員(その会員にとっての本会員、家族会員も含む。)につき、当該変更内容の承諾がなされたものとみなします。なお、本利用規約の変更が、ポイントプログラムの内容の変更にわたる場合には、第19条第3項が適用されるものとします。

### 第2条 (ポイントプログラムの内容)

1. ポイントプログラムにおけるポイントとは、会員が各会員規約に基づき発行を受けたカードを使用して、ショッピング利用等を行った場合に、当社所定の条件および基準に従い、付与されるポイントをいいます。
2. 第9条第1項で規定する交換可能会員は、本会員等に付与されたポイントを、ポイント数に応じて、当社が提供する特典と交換することができます。

### 第3条 (ポイントの付与条件)

1. 当社は、振替金額(前月16日から当月15日まで(以下この期間を「標準期間」という。))の会員のポイント付与の対象となるショッピング利用代金をいう。)の合計(1,000円未満切捨て)に対

し、1,000円(税込)につき5ポイントを毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)の約定支払日(以下「ポイント付与日」という。)にカードごとに本会員等に付与します。これを通常獲得ポイントといいます。なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変更したりすることがあります。

2. カードの商品性、当社が実施するキャンペーン等での資格取得、および当社または株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)所定の加盟店でのショッピング利用等により、通常獲得ポイントに加算して、当社の基準でポイントを付与することがあります。これをボーナスポイントといいます。
3. 本会員等へのポイント付与日はお支払い方法により異なります。お支払い方法ごとのポイント付与日は下表のとおりとし、約定支払日より前にポイントを付与することはできません。但し、当社所定のボーナスポイントの付与日については、下表の限りではありません。

お支払い方法	ポイント付与日
ショッピング1回払い	約定支払日に一括して付与します。
ショッピング2回払い	初回約定支払日に一括して付与します。
ボーナス1回払い	約定支払日(8月または1月)に一括して付与します。
ショッピングリボ払い	初回約定支払日に一括して付与します。
ショッピング分割払い	

4. 加盟店から、当社に対する売上傳票または売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合があります。この場合は、実際の約定支払日を基準とし、ポイントを付与するものとします。

#### 第4条 (ポイント付与の対象外取引)

金融サービス等における利用代金、手数料(ショッピングリボ払い手数料・分割払い手数料など)、費用(年会費など)、および一部のショッピング利用代金(以下総称して「対象外代金」という。)については、ポイント付与の対象外となります。対象外代金の最新の情報については、当社ホームページ(<https://iyotetsu-fs.co.jp/>)をご参照ください。対象外代金は、予告なく変更または追加される場合があります。また、当社所定のカードについては、上記以外の付与対象外取引があります。

#### 第5条 (返品、キャンセル、利用金額変更等の場合の措置)

ポイント付与の対象となるショッピング利用(以下「付与対象取引」という。)に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として、当該付与対象取引に対するポイントは取消、減算または加算されます。

#### 第6条 (ポイントの確認)

付与されたポイントの残高は、当社より送付するカードご利用代金明細書(以下「ご利用代金明細

書」といい、ご利用代金明細書が送付される場合に限りです。以下同じ)、当社ホームページ(ユーザー登録が必要となります。)および電話にて確認いただくことができます。電話番号は、当社ホームページ等に記載しております。なお、これらの方法で確認できるポイントの残高は、閲覧、閲覧または聴取した時点における最新情報ではないことがあります。

#### 第7条 (他カードへのポイント移行の禁止)

カードの名義によらず、当社が本利用規約等で定めた場合を除き、カードに付与されたポイントを、他のカードへ移行させることはできません。

#### 第8条 (ICS BIG MEMBERS)

1. ICS BIG MEMBERS(以下「ビッグメンバーズ」という。)とは、付与対象取引(当社所定のカードについては、一部の付与対象外取引を含む、以下本条において同じ)に対する年間の利用代金が一定額以上の本会員等に適用される、ポイントの優遇制度のことをいいます。優遇制度の詳細情報については、当社ホームページ (<https://iyotetsu-fs.co.jp/>)をご参照ください。
2. 付与対象取引の年間利用代金によって本会員等のメンバーランクが確定し、そのメンバーランクに応じて、本会員等が所有するカードごとにポイント付与数の加算等の優遇措置が適用されます。なお、付与対象取引の年間利用代金の集計対象とする会員の範囲は下表のとおりとします。

適用される会員規約	年間利用代金の集計対象とする会員の範囲
会員規約(個人用)	本会員および家族会員の利用代金

3. 前項の年間利用代金の集計期間は、毎年2月16日から翌年2月15日までのポイント付与対象取引の利用分とします。
4. 加盟店から当社に対する売上傳票および売上データの到達が遅延するなどの理由により、本来の集計期間内の利用分として取り扱われず、翌集計期間内の利用分として取り扱われる場合があります。
5. ビッグメンバーズにおけるポイント付与数の加算優遇は、集計期間終了日が属する年の4月から翌年3月までのポイント付与日に付与されるポイントに適用されます(例えば、2016年2月16日から2017年2月15日までの集計期間に応じた優遇が適用されるのは、2017年4月から2018年3月のポイント付与日に付与されたポイントとなります。)
6. 加盟店から当社に対する売上傳票および売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れたことにより、約定支払日も遅れる場合があります。この場合には、実際の約定支払日を基準にポイント付与日が決まります。
7. カードの名義によらず、複数カードにおける付与対象取引の年間利用代金を、合算して集計することはできません。

8. メンバーランクはカードごとに適用されるものであり、カードの名義によらず、他のカードに承継させることはできません。
9. ポイントプログラムの対象となるカードであっても、当社所定のカードについては、ビッグメンバーズの適用対象外となります。対象外となるカードについては、当社ホームページをご参照ください。

#### 第9条（ポイントの交換）

1. ポイントを特典と交換ができる会員、および交換できるポイントの範囲は下表のとおりです。

適用会員規約	交換できる会員 (以下、「交換可能 会員」という。)	家族会員の 交換の根拠	交換できるポイントの範囲
会員規約 (個人用)	本会員および 家族会員	家族会員の交換は、 本会員から授与され た代理権による	第3条第1項に基づき本 会員に付与されたポイント

2. 家族会員が前項の規約に基づきポイントを交換したことにより、本会員が不利益を被った場合でも、当社は当該不利益につき責任を負いません。
3. 交換可能会員は、付与されたポイント数の累計が 1,000 ポイント以上になった場合、当社が提供する特典と交換することができます。但し、交換のために最低限必要なポイント数が異なるカードもありますので、詳細は当社ホームページをご参照ください。
4. 交換可能会員は、付与されたポイントを当社が提供する特典以外の金品と交換することはできません。また、一度交換した特典の取消、および別の特典と交換することはできません。
5. 本会員等が自己の名義で複数のカードを保有する場合、カードごとに付与されたポイントを合計もしくは他カードへの移行はできません。
6. ポイントの交換は、原則として付与日の古いポイントから行われます。
7. 交換した特典の送付先はご利用代金明細書の送付先のみとし、国内に限ります。
8. 交換した特典の利用にあたって発生する交通費、宿泊代、税金その他の費用については、当社は一切負担いたしません。
9. 交換した特典に対して生じる公租公課に関する申告、納付等は交換を行った会員および本会員等の責任において行うものとします。
10. 交換可能会員は交換した特典に欠陥があった場合には欠陥特典は現状のまま廃棄せず、当社ポイント係に電話でご連絡ください。

#### 第10条（ポイント交換の受付・取消）

1. ポイント交換の申込みは、第 12 条に定めるポイントの有効期限満了日までに、当社に到達した分(Web、IVR 受付を含む)のみを有効とします。また当月失効予定のポイントを含む郵送で

の申込みは、有効期限満了日までの到着分を有効とします。

2. 当社において交換可能会員からのポイント交換の申込みに対する受付がなされた時点以降は、交換可能会員は当該申込みをキャンセルすることはできません。ここでいう「受付がなされた時点」とは以下のとおりとします。
  - (1)インターネットでの申込み:画面上で受付完了の表示がなされた時点
  - (2)電話での申込み:受付完了のアナウンスが流れた時点
  - (3)郵送での申込み:申込み用紙が当社所定の住所に到達した時点
3. 前項の受付がなされた時点以降、特典の送付やポイントの移行には一定期間を要し、至急発送等の特別対応は一切応じることができません。
4. 当社が特典を送付したにもかかわらず、発送日から1ヵ月間を経過しても正当な理由なく交換可能会員による受取がなされなかった場合、当社は、交換可能会員からのポイント交換の受付を解除、または取り消すことができます。この場合、当社は、当該特典と交換したことにより既に減算したポイントを、本会員等に対し返還するものとします。
5. 当社が特典を発送したにもかかわらず、交換可能会員が故意により特典の受取を拒絶した場合、当社は原則として前項の解除または取消を行わず、したがって当該特典と交換したことにより既に減算されたポイントは、本会員等に対して返還されません。当社による特典の保管期間は、当社が最初に特典を発送した日から6ヵ月とし、保管期間満了後は、当社にて、当該特典の廃棄等の処分を行うものとします。
6. 前項にかかわらず、賞味期限や消費期限のある食品、公演日等の期日が指定された観賞券、その他期限または期日のある特典について、当社が特典を送付したにもかかわらず、当該期限または期日までに受取がなされなかった場合、当社にて、当該期限または期日の翌日以降に、当該特典の廃棄等の処分を行うものとします。かかる処分を行った場合においても、当該特典と交換したことにより既に減算されたポイントは、本会員等に対して返還されません。

#### 第11条（ポイント交換における制限）

第9条および第10条のほか、当社所定のカードにおけるポイント交換については、一部選択できない特典があります。詳細は各ご利用ガイドまたは当社ホームページ等をご参照ください。

#### 第12条（ポイントの有効期限）

1. ポイントの有効期限は、当社が別途定めるカードを除き、ポイント付与日から2年間(24ヵ月)を経過した日が属する月の15日とします(例えば、2016年3月の約定日(10日)に付与されたポイントは、2年後の2018年3月15日まで有効となります)。
2. 有効期限を満了したポイントは失効します。当社は、失効したポイントに対する復活等の特別措置には一切応じることができません。

#### 第13条（ポイントの譲渡の禁止）

本会員等は、付与されたポイントを他人に譲渡または質入したり、他人と共有したり、相続させることはできません。

#### 第14条（権利の喪失およびサービス停止）

1. 次の各号に該当する会員は、ポイントの付与、ポイントの特典との交換、その他ポイントプログラムのサービスを受ける全ての権利を喪失します。また、本会員が次の各号に該当した場合、その家族会員も同様に権利を喪失します。
  - (1)本カードの有効期限が経過した場合
  - (2)退会、その他の理由により会員資格を喪失した場合
  - (3)死亡した場合
2. 当社は、次の各号に該当する会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、ポイントの特典との交換、その他ポイントプログラムのサービスを受ける権利を喪失させ、またはサービスの提供を停止することができます。また、本会員が次の各号に該当した場合、その家族会員に対しても同様に権利を喪失させ、またはサービスの提供の停止をすることができるものとします。
  - (1)各会員規約または本利用規約に違反した場合
  - (2)違法行為または不正行為を行った場合
  - (3)その他、前各号に準じるものと当社が判断した場合
3. 当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、特典との交換、その他ポイントプログラムのサービスの提供を停止することができます。また、本会員が当社に対する支払債務を延滞した場合、その家族会員に対しても同様にサービスの提供をすることができるものとします。

#### 第15条（トラブル時の対応）

1. 本会員が、カードの紛失、盗難等のために、当社よりカードの再発行を受けた場合、紛失・盗難等がなされたカードにおけるポイント残高および、第8条に定めるビックメンバーズの権利は、再発行されたカードに承継されます。他方、紛失・盗難等がなされたカードを退会した場合は、新たに入会しても、かかる承継はなされません。
2. 前項のほか、ポイントプログラムに関する不測の事態が発生した場合には、当社へご連絡ください。（電話番号は、当社ホームページもしくはカードの裏面をご参照ください。）

#### 第16条（カードの紛失または盗難による第三者の不正交換）

1. カードの紛失または盗難により、第三者に当該カード記載のカード番号を利用して不正にポイントの交換が行われた場合（以下「不正交換」という。）、これにより減算されたポイントは、本会員等の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員がカードの紛失または盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合、

当社は、本会員等に対して届出の日の 60 日前以降の不正交換につき、減算されたポイントを返還します。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1)会員が各会員規約のカードの管理に関する規約に違反したとき
- (2)会員の家族、同居人等、会員の関係者が不正交換を行ったとき
- (3)会員の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失または盗難が生じたとき
- (4)紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき
- (5)会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社や捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき
- (6)当社ホームページに登録されたログイン ID およびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき
- (7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき
- (8)その他各会員規約または本利用規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき

#### 第17条（カードの紛失または盗難以外の場合における第三者の不正交換）

カードの紛失または盗難なくして不正交換が行われた場合、会員がカードの不正交換の事実を速やかに当社に届け出るとともに、当社の請求により所定の届出を当社に提出した場合、当社は、本会員等に減算されたポイントを返還します。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1)会員が各会員規約のカードの管理に関する規約に違反したとき
- (2)会員の家族、同居人等、会員の関係者が不正交換を行ったとき
- (3)会員の故意もしくは重大な過失または法令違反によって不正交換が行われたとき
- (4)当社に対する届出の内容が虚偽であるとき
- (5)会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社や捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき
- (6)当社ホームページに登録されたログイン ID およびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき
- (7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に不正交換が行われたとき
- (8)その他各会員規約または本利用規約に違反している状況において不正交換が行われたとき

#### 第18条（システムトラブルへの対応）

1. 当社は、ポイントプログラムに使用する電子機器、ソフトウェアなどのシステムにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守および運用を行います。
2. 当社は、電子機器、ソフトウェアなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本会員等に付与されたポイントに異

常が生じた場合には、その時点における一般の技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、当社に過失なき限り、ポイントの補償を行わないものとします。

#### 第19条（規約の改定、サービスの終了、停止、変更等）

1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または本会員等に通知することなく、ポイントプログラムのサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置を取ることができるものとします。
2. 当社は、システムの保守等、ポイントプログラムのサービスの維持管理に必要な作業のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、事前に当社のホームページ等で公表します。但し、緊急の場合においてはこの限りではありません。
3. 当社は、営業上その他の理由により、本規約の内容および本会員等に対するサービス内容を、本会員等に通知することなくいつでも終了、停止またはその内容を変更できるものとし、本会員等はこれらをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社ホームページ (<https://iyotetsu-fs.co.jp/>) 等にて告知するほか、必要があるときはその他相当な方法で周知するものとします。ポイント終了のような、本会員等に不利益な変更の場合は、当社ホームページ等にて事前に告知を行うものとします。
4. 当社は、前各項によるポイントプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社に過失なき限り、一切責任を負わないものとします。